

# 農業用免税軽油申請書類 の記入例および注意事項

令和4年10月改訂版

福井県税事務所

軽油引取税課

## 目次

軽油引取税の免税軽油関係様式(福井県ホームページ) . . . . .	1
軽油引取税免税軽油手続きの流れ . . . . .	3
<b>1 免税軽油使用者証関係</b>	
1-1 免税軽油使用者証交付申請書 (単独申請用) . . . . .	5
1-2 免税軽油使用者証共同交付申請書 (共同申請用) . . . . .	6
1-3 誓約書 (単独申請用) . . . . .	7
1-4 誓約書 (共同申請用) . . . . .	8
1-5 免税軽油使用者証書換申請書 . . . . .	9
1-6 免税軽油使用者証返納書 . . . . .	10
<b>2 免税証関係</b>	
2-1 免税証交付申請書 . . . . .	11
2-2 所要数量計算書 (単独申請用) . . . . .	12
2-3 所要数量計算書 (共同申請用) . . . . .	13
2-4 賃耕依頼証明書 . . . . .	14
2-5 所要数量計算書 (追加分) . . . . .	15
2-6 免税証返納書 . . . . .	16
2-7 免税証交換申請書 . . . . .	17
免税軽油承認量算定基準について . . . . .	18
免税軽油の申請に必要な書類等の一覧 . . . . .	19
<b>3 報告書関係</b>	
3-1 免税軽油の引取り等に係る報告書 (表) . . . . .	21
3-2 免税軽油の引取り等に係る報告書 (裏) . . . . .	22

### □お問合せ先

〒910-8555 福井市松本3丁目16-10 福井県税事務所 軽油引取税課

TEL 0776-21-0022

FAX 0776-21-0280

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zeimu/teikyoi/keiyuyoshiki.html>

申請様式は、県税事務所  
ホームページにも掲載  
しています。

## 軽油引取税の免税軽油関係様式（福井県ホームページ）

### ① 福井県ホームページを開く

>くらし環境>消費・生活>税金に関する情報>軽油引取税の免税軽油関係様式>開く

### 軽油引取税の免税軽油関係様式

<申請書等提出先およびお問合せ先> 福井県税事務所 軽油引取税課

所在地：〒910-8555 福井市松本3丁目16-10 福井県福井合同庁舎1階 電話番号：0776-21-0022

受付時間：月曜日から金曜日 8時30分から17時15分

（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

### ○農業用免税軽油申請書類の記入例および注意事項【PDF】

（その他の業種の記入例につきましては、上記まで別途お問合せください。）

#### (1) 使用者証関係様式

免税軽油使用者証交付申請書・使用者証【単独申請用】 [【Excel】](#) [【PDF】](#)

免税軽油使用者証交付申請書・使用者証【共同申請用】 [【Excel】](#) [【PDF】](#)

誓約書【単独申請用】 [【Excel】](#) [【PDF】](#)

誓約書【共同申請用】 [【Excel】](#) [【PDF】](#)

免税軽油使用者証書換申請書 [【Excel】](#) [【PDF】](#)

免税軽油使用者証返納書 [【Excel】](#) [【PDF】](#)

#### (2) 免税証関係様式

免税証交付申請書 [【Excel】](#) [【PDF】](#)

免税証交換申請書 [【Excel】](#) [【PDF】](#)

免税証返納書 [【Excel】](#) [【PDF】](#)

##### 農業用

免税軽油所要数量計算書【単独申請用】 [【Excel】](#) [【PDF】](#)

免税軽油所要数量計算書【共同申請用】 [【Excel】](#) [【PDF】](#)

免税軽油所要数量計算書【単独申請用・追加分】 [【Excel】](#) [【PDF】](#)

賃耕依頼証明書 [【Excel】](#) [【PDF】](#)

##### 漁船・船舶用

免税軽油所要数量計算書 [【Excel】](#) [【PDF】](#)

##### とび・土工工事用

免税軽油所要数量計算書 [【Excel】](#) [【PDF】](#)

##### 農業、漁船・船舶、とび・土工工事業以外の業種用

免税軽油所要数量計算書 [【Excel】](#) [【PDF】](#)

#### (3) 報告書関係様式

免税軽油の引取り等に係る報告書 [【Excel】](#) [【PDF】](#)

免税軽油受払状況表 [【Excel】](#)

○ 免税軽油の申請に係る必要書類

農業 【PDF】

林業（素材生産業） 【PDF】

木材加工業、木材市場業 【PDF】

漁船・船舶 【PDF】

とび・土工事業 【PDF】

「農業、林業、木材加工業、木材市場業、漁船・船舶、とび・土工事業」以外の業種 【PDF】

## 軽油引取税 免税軽油手続きの流れ

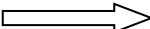
書類全て押印不要

### 【免税軽油使用者証】

### 【免税証】

#### 1 免税軽油使用者証交付申請書

- (1) 誓約書(押印不要)
- (2) 免税を受けようとする機械  
(トラクター等)の説明資料
  - ① 写真(前・後・横・プレート)
  - ② 固定資産台帳
  - ③ 売買契約書・納品書・
    - ① ②③のいずれか1つ
  - ④リース契約書(リース契約の場合必要)
- (3) 履歴事項全部証明書の写し(法人の場合)

1' 免税軽油使用者証(3年間有効)   
《現在は、法律により令和6年3月31日》

#### 2 免税証交付申請書

- (1) 所要数量計算書(免税証の必要数量がわかる説明書)  
農協の証明が必要(押印不要)
- (2) 賃耕依頼証明書(他人から委託または借りて農業している場合)(押印不要)
- (3) 免税軽油使用者証

#### 3 免税軽油使用者証書換申請書

使用している機械を購入、買換え、廃棄  
または使用する人が代替わりしたり、増減  
した場合

- (1) 異動したことが判る書類
- (2) 誓約書(新しく使用者になった者のみ)
- (3) 使用している免税軽油使用者証

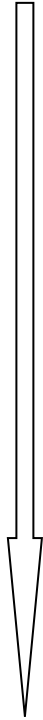
2' 免税証(1年以内)

3' 書換した免税軽油使用者証

#### 4 免税証交付申請書(追加)

- 交付済免税証では不足する場合
- (1) 農業用免税軽油所要数量計算書(個人申請用・追加分)
  - (2) 免税軽油使用者証

免税証(追加分)



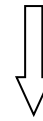
5 交換申請書

使いたい券種（細かい券種等）が不足した場合または、違う給油所で免税軽油を購入したい場合

- (1) 未使用の持っている免税証



5' 交換した新しい免税証



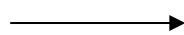
6 免税証の有効期間が満了した時

- (1) 免税証返納書  
(2) 使わなかった免税証  
(3) 免税軽油の引取り等に係る報告書

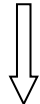
- ① 納品書または請求書

7. 免税軽油使用者証交付申請書【更新】

- (1) 誓約書(押印不要)  
(2) 免税を受けようとする機械  
(トラクター等)の説明資料(農業は不要)  
① 写真(前・後・横・プレート)(農業は不要)  
② 固定資産台帳(ある場合)(農業は不要)  
③ 売買契約書・納品書・リース契約書(農業は不要)  
①②③のいずれか1つ(農業は不要)  
④リース契約書(リース契約の場合必要)(農業は不要)  
(3) 履歴事項全部(法人の場合)  
(4) 免税軽油使用者証返納書  
(5) 使用している免税軽油使用者証



新たな軽油免税使用者証



8 農業をやめるとき

- (1) 免税軽油使用者証返納書  
(2) 使用していた免税軽油使用者証  
(3) 免税証返納書  
(4) 使わなかった免税証

# 1 免税軽油使用者証関係

## 1-1 免税軽油使用者証交付申請書（単独申請用）

○単独で免税軽油使用者証の交付申請を行う方は、この申請書を使用してください。

○申請時期

・新規 随時

・更新 免税軽油使用者証の有効期間満了日の約10日前～1か月前  
（申請が集中し事務処理に時間がかかる場合があるので、あらかじめ余裕を持ってご提出ください。）

○添付書類

①機械の売買契約書、納品書、リース契約書等

または

・使用機械の写真（前・横・後・型式のわかるプレート）等

②誓約書（書換のについては、代表者が変更の場合必要）

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 10px;">受付印</span> </div> <p style="text-align: center;">令和 4 年 6 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">福井県税事務所長 様</p>	※	所長	次長	課長	課 員	担当
	処	下記の者から免税軽油使用者証の交付申請があったので、調査したところ、適当と認められるので交付してよろしいか。				
	理					
	事	項	交付年月日	有効期限	有効(返納)年月日	再交付年月日
						12345
<b>免税軽油使用者証交付申請書</b>						
住所または事務所もしくは事業所所在地		福井市大手3丁目17-1				
業 種		農業等				
氏名または団体名称および代表者氏名印		●●営農組合 代表 福井 太郎				
この申請に应答する係および氏名ならびに電話番号		福井 次朗 (電話) 080 - 1111 - 2222 (電話) 0776 - 21 - 1111				
機 械 、 車 両 ま た は 設 備 の 明 細	所 在 地	福井市大手3丁目17-1	福井市大手3丁目17-1	福井市大手3丁目17-1		
	名 称	№ 1 トラクター	№ 2 コンバイン	№ 3 田植機	№ 4	№ 5
	所有者の氏名または名称	●●営農組合	●●営農組合	△△リース(株)		
	型 式	ABC433	DE544	FG210		
	軸 馬 力	33PS	44PS	21PS		
	燃 焼 方 式	ディーゼル	ディーゼル	ディーゼル		
	台 数	2	1	1		
用 途	耕起・整地	刈取・脱穀	田植			
年間見込所要数量	600 リットル	200 リットル	100 リットル			
年間見込所要数量合計	900 リットル					

第16号の16号様式記載要領

- この申請書は、新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、1通提出すること。
- 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- この申請に対応する係については、機械、車両または設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 機械、車両または設備の明細については、詳細に記載すること。
- 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両または設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
- 「型式」欄には、製作所名および機械、車両または設備の通常称されている型の名称を記載すること。

提出日を記入してください。

地番まで正確に記入してください。

申請者が組織(任意団体)の場合は、その代表者名も記入してください。

令和3年4月1日から押印は不要になりました。

連絡先は忘れずに記入してください。日中、固定電話で連絡が取り難い場合は、携帯電話の番号も併記してください。

機械のメーカー・型式・軸馬力を記入してください。白のナンバープレートの付いている機械は、免税の対象外です。

それぞれの機械の用途を記入してください。

全ての機械の年間見込所要数量の合計です。

## 1-2 免税軽油使用者証共同交付申請書（共同申請用）

- 農業を営んでいる方が **2人以上共同で申請する場合**等は、この申請書を使用してください。
- 申請時期
  - ・新規 随時
  - ・更新 免税軽油使用者証の有効期間満了日の約10日前～1か月前  
(申請が集中し事務処理に時間がかかる場合がありますので、あらかじめ余裕を持ってご提出ください。)
- 添付書類
  - ・単独申請の場合に準じて提出してください。
- 連絡先は忘れずに記載してください。
- 免税軽油使用者証交付申請書は、複写式の申請になっています。ホームページから作成された場合には、別シートとなっている「免税軽油使用者証」も提出してください。

受付印 令和 4 年 6 月 1 日 福井県税務所長 様	※処理事項 下記の者から免税軽油使用者証の共同交付申請があったので、調査したところ、 適当と認められるので交付してよろしい。					起案年月日			
						決裁年月日			
	交付年月日	有効期限	失効返納月日	再交付年月日	共同使用者証番号				
						67890			
<b>免税軽油使用者証共同交付申請書</b>									
代表者の住所または事務所もしくは事業所所在地	業 種	代表者の氏名または団体名称および代表者氏名印			この申請に対応する係および氏名ならびに電話番号				
福井市大手3丁目17-1	農業等	福井 三郎			福井 三郎 (電話) 090 - 2222 - 3333				
免税軽油使用者		機械、車両または設備の明細							
住所または事務所もしくは事業所所在地	氏名または名称印	所在地	名 称	型 式	軸馬力	燃焼方式	台数	用 途	年間見込所要数量
福井市大手3丁目17-1	福井 三郎	福井市大手	トラクター コンバイン	AB433 CD540	33 40	ディーゼル ディーゼル	1 1	耕起・整地 刈取・脱穀	500 リットル
			田植機	EF210	21	ディーゼル	1	田植	100 リットル
福井市在田町●●-○○	山田 A男	福井市在田町	トラクター コンバイン	AB560 CD633	60 33	ディーゼル ディーゼル	1 1	耕起・整地 刈取・脱穀	400 リットル
福井市石盛町△△-▲▲	山崎 B子	福井市石盛町	トラクター コンバイン	AB230 CD123	30 23	ディーゼル ディーゼル	1 1	耕起・整地 刈取・脱穀	250 リットル
福井市江端町■●-□□	伊藤 D夫	福井市江端町	トラクター コンバイン	AB230 CD124	30 23	ディーゼル ディーゼル	1 1	耕起・整地 刈取・脱穀	300 リットル
年間見込所要数量合計								リットル	

第16号の17様式記載要領

- 1 この申請書は、新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、代表者が1通提出すること。
- 2 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- 3 この申請に対応する係については、機械、車両または設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 4 機械、車両または設備の明細については、詳細に記載すること。
- 5 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両または設備を使用している場合においては、機械、車両または設備の所有者の氏名または名称を「氏名または名称印」欄に( )書するとともに、これを証する書面を添付すること。
- 6 「型式」欄には、製作所名および機械、車両または設備の通常称されている型の名称を記載すること。

更新の場合等使用者証  
番号を記入してくださ

それぞれの**機械の用途**  
記入してください。

令和3年4月1日から押  
印は不要になりました。

**型式・馬力 (Kw・PS)** は記入漏れのないように、1台  
ずつ正確に記入してください。

白のナンバープレートのついている車両は対象となり  
ません。 1行に二段書きしても構いません。

免税軽油を使用する人は、全て記入してください(地  
番まで正確に)。 使用者証に記載のない人は、免税軽油  
を使用することができません。

※機械ごとの年間見込所  
要数量を忘れずに記入し  
てください、

※更新の時に、旧使用者  
証の内容が現状と異なっ  
ている場合には、「書換申  
請書」を同時に提出して  
ください。



### 1-3 誓約書（単独申請用）

○**単独**で免税軽油使用者証の交付申請を行う方は、この誓約書を使用してください。

○提出時期

・免税軽油使用者証（単独）の交付申請時または代表者の変更時

○添付書類

- ・登記事項証明書（コピー可）（法人の場合）
- ・住所がわかる構成員名簿および総会資料等（法人格を持たない任意団体の場合）

誓 約 書

省令第十六号の十八様式

私  
私 共  
は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのいずれにも  
該当しない者であることを誓約します。

令和4年6月1日

福井県税事務所長 様

氏名または名称

○○管束組合  
代表 橋本 健太郎

備考  
二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、  
免税軽油使用者全員が記名押印すること。

記入日を記載してください。

申請者の氏名を記入してください。  
※令和3年4月1日から  
**押印は不要**になりました。

第1号

免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法令第144条の21第4項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して2年を経過しない者であるとき。

第2号

免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であるとき。

第3号

免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告書分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過しない者であるとき。

第4号

免税軽油使用者が法人であつて、その役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるとき。

### 1-4 誓約書（共同申請用）

- 農業を営んでいる方が **2人以上共同で申請する場合**等は、この誓約書を使用してください。
- 提出時期
  - ・ **免税軽油使用者証（共同）の交付申請時**
- 添付書類
  - ・ **登記事項証明書（コピー可）（法人の場合）**
  - ・ **住所がわかる構成員名簿および総会資料等（法人格を持たない任意団体の場合）**

**誓約書**

私共は、地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和4年6月1日

福井県福井県税事務所長 様

代表者氏名又は名称 **福井 健太郎**

代表者以外の氏名又は名称	
山田 A男	
山崎 B子	
小林 C太郎	
伊藤 D郎	

備考  
二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあっては、免税軽油使用者全員が記名押印すること。

第1号  
免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法令第144条の21第4項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して2年を経過しない者であるとき。

第2号  
免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であるとき。

第3号  
免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告書分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過しない者であるとき。

第4号  
免税軽油使用者が法人であって、その役員のうちの前3号のいずれかに該当する者があるとき。

記入日を記載してください。

免税軽油を使用する人は**全員氏名**を記入して下さい。押印は**不要**になりました。

申請代表者の氏名を記入してください。  
令和3年4月1日から**押印は不要**になりました。

### 1-5 免税軽油使用者証書換申請書

○使用機械の買換え、免税軽油使用者の追加、入替えなど、**免税軽油使用者証の記載内容に変更が生じる場合**に、遅滞なく申請してください。

○添付書類

①機械の売買契約書、納品書、リース契約書等

または

・使用機械の写真（前・横・後・型式のわかるプレート）等

③ 誓約書（新たに免税軽油使用者を追加し、または世代交代で人が代わる場合）  
（代表者の変更の場合）

様式第131号(第71条の7関係)

受付印	※処理事項	審査	交付	証の番号	
<b>免税軽油使用者証書換申請書</b>					
令和 4 年 6 月 1 日					
福井県税事務所長 様					
免税軽油使用者					
使用者証番号 第 12345 号					
事務所または事業所の所在地 福井市大手3丁目17-1					
業 種 名 農業等					
氏 名 (名 称) ●●営農組合 代表 福井 太郎					
連絡先 (電話 080 - 1111 - 2222 )					
次のとおり変更があったので、福井県条例第129条第5項の規定により申請します。					
機械、車両または設備の明細	変更区分	新	旧	新	旧
	所在地	福井市大手3丁目17-1	福井市大手3丁目17-2		
	名 称	No. 1 トラクター	No. 1 トラクター	No.	No.
	所有者の氏名または名称	●●営農組合	●●営農組合		
	型 式	FF123	AB123		
	軸 馬 力	40PS	37PS		
	燃 焼 方 式	ディーゼル	ディーゼル		
	台 数	1	1		
用 途	耕起・整地	耕起・整地			
申請の事由	新規購入による入替のため。 なお、旧トラクター(AB123)のタンク内の免税軽油は、別機械(CD45)に移した。				

提出日を記入してください。

令和3年4月1日から押印は不要になりました。

【新】新たに使用者証に追加する人・機械を記入してください。

【旧】使用者証から削除する人・機械を記入してください。

追加または削除する理由を記入してください。

追加する場合は、機械の所有者がわかる書類の添付が必要になります。

また、機械の登録を削除(廃車、リース期間の満了等)する場合に使用者証から削除した時点で、当該機械のタンクに残っている免税軽油を使用することができなくなり、その数量分の軽油引取税の納付が必要となります。**この申請書を提出する前に、必ず、タンク内の免税軽油を保管容器または別の免税対象機械へ移し変えてください。(その旨を記入のこと)**

- (注) 1 ※印欄には記載しないでください。  
2 免税軽油使用者証の書換えを申請する者が他の者の所有に係る機械、車両または設備を使用している場合は、これを証する書面を添付してください。  
3 「型式」欄には、製作所名および機械、車両または設備の通常称されている型の名称を記載してください。  
4 機械、車両または設備以外の書換えの場合は、申請の事由欄に、その旨を記載してください。  
5 この申請書には、書換えを要する免税軽油使用者証を添付してください。

## 1-6 免税軽油使用者証返納書

○提出時期

- ・免税軽油使用者証更新時。
- ・免税軽油を使用しなくなったとき。

○添付書類

- ・返納する免税軽油使用者証

様式第132号(第71条の7関係)

※処理事項		整理番号	返納	台帳記入
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                     受付印                 </div> <h3 style="text-align: center;">免税軽油使用者証返納書</h3> <p style="text-align: right;">令和 4 年 6 月 1 日</p> <p>福井県税事務所長 様</p> <p style="text-align: center;">免税軽油使用者 住所(所在地) 福井市大手3丁目17-1 氏名(名称) ●●営農組合 代表 福井太郎</p> <p>免税軽油の引取りを必要としなくなったので、福井県県税条例第129条第6項の規定により、次のとおり免税軽油使用者証を返納します。</p>				
業種名	農業等	機械、車両または設備の名称	トラクター等	
使用の場所	福井市大手3丁目17-1			
免税軽油を必要としなくなった理由	有効期間が終了したため(または、離農のため)			
免税軽油を必要としなくなった年月日	4年	5月	31日	
返納する免税軽油使用者証	証の番号	第 12345 号		
	交付年月日	令和3年	1月	1日
摘要				

提出日を記入してください。

令和3年4月1日から押印は不要になりました。

使用者証の更新のときは「有効期間が終了のため」と記入してください。  
農業をしなくなった場合は、「離農のため」と記入してください。

更新の場合は返納する使用者証の有効期限を、免税軽油使用者をやめる場合は、農業をやめることとなった日を記入してください。

返納する使用者証に記載されている使用者証番号と交付年月日を記入してください。

(注) 1 この返納書には、返納する免税軽油使用者証を添付してください。

2 ※印欄には記載しないでください。

## 2 免税証関係

### 2-1 免税証交付申請書（単独申請・共同申請とも同じ様式です。）

○申請時期

- ・新規 随時
- ・追加 当初発行の免税証の有効期間内（免税証が残り少なくなったとき。）  
（追加の場合は、後述のとおり、納品書または請求書を添付ください。）

※春の農作業前の2～3月は免税軽油の申請が集中し、大変混雑しますので、早めに手続をしてください。

決裁	所長	次長	課長	課員	担当	起案	年月日
						決裁	年月日
下記のとおり免税証を交付してよろしいか。							
提出日を記入してください。	令和4年6月1日	免税軽油使用に係る事業所または事業所所在地	福井市大手3丁目17-1				
		業種	農業等				
		免税軽油使用者証の番号および氏名(名称)	第○○○○○号 ○○学農組合 代表 福井 健太郎				
		この申請に应答する係および氏名ならびに電話番号	福井 健子 (電話 0776-21-0010)				
忘れず記入してください。	省令第十六号の十一様式						
<b>免税証交付申請書</b>							
機械、車両または設備名(番号)	No. トラクター	No. コンバイン	No.				
所要数量合計	1,065	リットル	所要数量計算期	4年6月1日 から	5年3月31日 まで		
希望する販売業者名および所在地	免税証の種類	枚数	数量				
軽油を購入する業者名および店舗名とその所在地を記入してください。	200 0券	3	600				
	100 0券	2	200				
	50 0券	4	200				
	20 0券	1	20				
	10 0券	2	20				
	5 0券	1	5				
	1 0券	20	20				
	計	33	1,065				
参	前回交付を受けた免税証	前回交付を受けた免税証のうちの使用量		(ア)-(イ)			
	計算期間	数量(ア)	期間	数量(イ)			
	3年3月1日 から 3年12月31日 まで	1,200 リットル	3年3月1日 から 3年12月31日 まで	1,000 リットル	200	リットル	
考	前交付を受けた免税証に記載された販売業者以外販売業者から免税軽油の引取りを行った場合の販売業者の氏名または名称						数量
※ここから記入しないでください。							
免税証交付数量	リットル	種類	枚数	数量	交付年月日	. . .	
交付数量算定基礎(別紙)		0券		リットル	算定期間(ヶ月)	. . .	
					有効期限	. . .	
					販売業者の住所・氏名	(申請者のとおり)	
整理事項	使用者証	交付簿受払簿			使用者台帳		

申請者の住所・氏名・使用者証番号等を正確に記入してください。申請者が組織の場合は、その代表者名も記入してください。

令和3年4月1日から押印は不要になりました。

連絡先を記入してください。日中、固定電話で連絡が取り難い場合は、携帯電話の番号も併記してください。

希望する有効期間を記入してください。  
(最大12か月間)

希望する券種と枚数を忘れずに記入してください。  
<券種(リットル)>  
1、5、10、18、20、50、100、200、500、1000、5000、10000

## 2-2 所要数量計算書（単独申請用）

○免税証交付申請書（単独申請用）の添付書類です。

○添付書類

- ・構成員の耕作作物およびその耕作面積がわかる一覧表（法人格を持たない任意団体の場合）

別記様式第2号									
農業用免税軽油所要数量計算書 (個人申請用)									
使用者証番号		第	12345		号	申請者氏名			
						●●営農組合 代表 福井 太郎			
用途	作物種類	耕作面積 a	賃耕面積 a	回数	今回の 所要数量	前回の 所要実績	※交付数量計算	※ 交付数量	ℓ
					ℓ	ℓ			
耕うん・整地	春 耕	米	1000	500	3	900	800		
	秋 耕	米	1000	500	2	600	500		
刈取脱穀		米	1000	500	1	600	500		
田植		米	1000	500	1	300	250		
その他 (栽培管理 畜産等)		米	500		1	100			
		米							
合計					2500	2050			
所要数量合計		2500		※交付数量合計		ℓ			

耕作面積証明書									
上記の耕作面積は事実と相違ないことを証明します。									
令和 4 年 6 月 1 日									
農業委員会または 農業協同組合 (支所)の長名		福井県農業協同組合△△支所 △△支所長 □□ ■■							
電話番号		111-2222-3333							
担当部署		営農指導課							
担当者名		○○ ●●							

作業ごとに所要数量（使用見込数量）を記載してください。

賃耕がある場合、賃耕依頼を受けた総面積を記入してください。

畦塗を行う場合、交付数量は距離（長さ）を基に算出しますので、距離（長さ（メートル））を記入してください。

<この申請の交付数量算定>

○春耕  
 $1,500 \text{ m} \times 0.2 \times 3 \text{ 回} = 900 \ell$   
 所要数量 > 算定数量なので 900ℓ交付

○秋耕  
 $1,500 \text{ m} \times 0.2 \times 2 \text{ 回} = 600 \ell$   
 所要数量 < 算定数量なので 600ℓ交付

○刈取・脱穀  
 $1,500 \text{ m} \times 0.4 \times 1 \text{ 回} = 600 \ell$   
 所要数量 < 算定数量なので 600ℓ交付

○野菜の計算（例）  
 きゅうり  $100 \text{ m} \times 0.2 \times 4 \text{ 回} = 80 \ell$   
 所要数量 > 算定数量なので 80ℓ交付  
 トマト  $20 \text{ m} \times 0.2 \times 6 \text{ 回} = 24 \ell$   
 所要数量 > 算定数量なので 24ℓ交付

○畦塗(100mで1ℓ交付)  
 $1,100 \text{ m} \div 100 \text{ m} = 11 \ell$   
 所要数量 > 算定数量なので 11ℓ交付



- 耕作する作物が一部しか記入されていない場合または耕作回数が記入されていない場合は、免税証が希望どおりに交付されません。
- 所要数量の計算に当たっては、昨年の耕作面積等の実績に基づき計算しても構いません。

耕作面積証明のための日付  
 ※押印は廃止されましたが、様式が改正されました。必ず電話番号、部署、担当者を記入してください。

## 2-3 所要数量計算書（共同申請用）

○免税証交付申請書（共同申請用）の添付書類です。

○添付書類

- ・構成員の耕作作物およびその耕作面積がわかる一覧表  
（法人格を持たない任意団体の場合）

別記様式第3号		農業用免税軽油所要数量計算書 (共同申請用)												代表者			
共同使用者証番号		第 12345 号														福井 太郎	
住所	作物の種類	耕うん・整地						刈取・脱穀		田植		その他 a m	今回の所要数量 ℓ	前回の所要数量 ℓ	※交付数量計算	※交付数量 ℓ	
		春 耕			秋 耕			耕作面積 a	賃耕面積 a	耕作面積 a	賃耕面積 a						
氏名		耕作面積 a	賃耕面積 a	回数	耕作面積 a	賃耕面積 a	回数	耕作面積 a	賃耕面積 a	耕作面積 a	賃耕面積 a						
福井市〇〇町	米	100	100	3	100	100	2	100	100	100	100		320	300			
福井 太郎																	
福井市〇〇町	米	100		3	100		2	100		100			160	150			
山田 太郎	麦																
福井市〇〇町	米	200	100	3	200	100	2	200	100	200	100		480	500			
	麦	500		2	500		1	500					400	400			
山崎 次郎																	
福井市〇〇町	米	200		3	200		2	200		200			320	320			
小林 三郎																	
	米																
	米																
耕作面積証明書												所要数量合計	1680ℓ	1670ℓ	※ 交付数量合計	ℓ	
上記の耕作面積は事実と相違ないことを証明します。												電話番号 111 - 2222 - 3333					
令和4年 6月 1日												担当部署 営農指導課					
農業委員会または農業協同組合(支所)の長名												担当者名 ○○ △△					
福井県農業協同組合●●支所 ●●支所長 △△ □□																	

それぞれの所要数量の合計を記入してください。

耕作面積証明のための日付  
※押印は廃止されましたが、様式が改正されました。必ず電話番号、部署、担当者を記入してください。

標準回数より多く作業を行う場合には、理由を記入してください。



- 面積証明は、台帳面積でも水張り面積でも構いませんが、過少または過大の申請とならないよう、必ず農業委員会または農協でアール単位（畝単位）まで正確に証明してもらってください。
- 所要数量の計算に当たっては、昨年の耕作面積等の実績に基づき計算しても構いません。

2-4 賃耕依頼証明書

押印は不要となりました。

○賃耕がある場合は、免税証交付申請書に添付してください。

賃耕依頼証明書

別記様式第4号

借主(刈取)依頼者 住所 氏名	作物の種類		耕作面積				左の内、賃耕を依頼した面積				備考	
	米	麦	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬		
福井市在田町〇-〇			100	100			100	100			100	
山田 A男												
福井市石盛町〇〇	米		25	25							25	
山崎 B子	麦		25	25							25	
福井市羽水〇-〇	米		50	50			50	50				
小林 C太郎	麦		50	50			50	50				
	米											
	米											
	米											
	米											
	米											
小計												

電話番号を記載してください。

0776-21-〇〇xx

住所 福井市大手3丁目〇-〇  
氏名 福井 崇太郎  
電話番号

右の者に対して、上記のとおり賃耕を依頼したことを証明します。

(注)面積は、作物の種類ごとに区分して記入してください。証明内容について、証明者に連絡する場合があります。

- 1 賃耕依頼を受けた耕作面積が所要数量計算書の賃耕面積と一致しているか確認してください。
- 2 任意団体から賃耕を受けている場合、その任意団体が受託者に依頼する面積の根拠となる資料を添付してください。(依頼主の総会資料中の R3 もしくは R4 計画面積等、JA 資料：所得補償に係るその団体の作物別耕作面積など)



## 2-5 所要数量計算書（追加分）

○当初発行した免税証をその有効期間内に使い切ってしまった場合や残りの免税証では明らかに不足する場合の申請書に添付するものです。

○申請時期

・**当初発行の免税証の有効期間内**（期限間近では間に合わなくなります。）

○必要書類

① 免税証交付申請書

② 免税軽油使用者証

③ 納品書（写）または請求書（写）（当初交付した免税証を使い切った、または使い切りそうであることを証明するため）

農業用免税軽油所要数量計算書（個人申請用・追加分）												
使用者証番号		第	号	申請者氏名								
用途	作物種類	耕作面積		現在（実績）			今後（見込）		追加交付	追加申請の理由 （詳細に記入してください）	処理欄 ※この欄は記入しないでください。	
		耕作面積	面積	交付数量	使用数量	差引数量	回数	使用数量	追加数量			
				A	B	C(A-B)	回	D	E(D-C)			
耕うん 整地	米	a	a	ℓ	ℓ	ℓ		ℓ	ℓ	詳しく理由を記入してください。		
刈取 脱穀	米											
田植												
その他												
		計		ℓ	ℓ	ℓ	計	ℓ	ℓ		交付数量	ℓ

1 この様式は、既に申請されている作物について、今後追加で免税軽油が必要となる場合に使用してください。（耕作面積が増えない場合に限りです。）  
 2 耕作面積が増えた場合や新たな作物を作る場合は、新規の申請となりますので、この様式によらず、別記様式第2号の農業用免税軽油所要数量計算書を提出してください。（農業委員会または農業協同組合の耕作面積証明が必要となります。）  
 3 刈取脱穀の軽油使用量の今後（見込）は、原則として面積×0.4としてください。  
 4 既に購入された免税軽油の納品書のコピーまたは請求書のコピーを添付してください。

※ 共同申請における追加分の所要数量計算書は、新規の時と同じ様式です。



耕作面積が前回の申請時より増えた場合や新しく作物を作る場合は、新たな申請となりますからP10、11の「農業用免税軽油所要数量計算書」が必要になります（農業委員会または農業協同組合の耕作面積証明が必要です）。

## 2-6 免税証返納書

○提出時期

①免税証の有効期間が過ぎたとき

②免税証の使用予定がなくなったとき

○添付書類

返納する（未使用の）免税証

様式第134号(第71条の7関係)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付 印             </div>		<h3>軽油引取税免税証返納書</h3>			※ 処 理 事 項	受 払 簿	
		令和 4 年 6 月 1 日					
福 井 県 税 事 務 所 長 様							
免税軽油使用者 12345 住所(所在地) 福井市大手3丁目17-1 氏名(名 称) 福井 太郎 連 絡 先(電話 080 - 1111 - 2222 )							
免税軽油の引取りを必要としなくなったので、福井県県税条例第130条第9項の規定により、次のとおり軽油引取税免税証を返納します。							
業 種	農業等		機械、車両または 設 備 の 名 称		トラクター他		
免税軽油使用者証		証 の 番 号		第 12345 号			
		交 付 年 月 日		4 年 1 月 1 日			
返 納 の 理 由		① 有効期間が満了 2 その他 ( )					
返 納 す る 日		4 年 6 月 1 日					
返 納 免 税 証	有 効 期 限	用途別	免税証の種類	番 号	枚 数	数 量	備 考
	4・5・31	農	1 0券	○○○○○ から ○○○○○● まで	5 枚	5 0	
	4・5・31	農	10 0券	○○○○○● から ○○○○○△ まで	9 枚	90 0	
	4・5・31	農	20 0券	○○○○□□ から ○○○○■ まで	20 枚	400 0	
	4・5・31	農	100 0券	○○○○●△ から ○○○○●■ まで	4 枚	400 0	
	・	・	0券	から まで	枚	0	
	・	・	0券	から まで	枚	0	
	・	・	0券	から まで	枚	0	
	・	・	0券	から まで	枚	0	
合 計					38 枚	895 0	

- (注) 1. この返納書には、返納する免税証を添付してください。  
 2. 返納の理由については、該当するものに○を付けてください。  
 3. 用途別欄には、漁・船・農・林・セ・鉦・と・港・倉・廃・木加・木市・肥・索等を記載してください。  
 4. ※印欄には記載しないでください。

提出日を記入してください。

申請者の使用者証番号・住所・氏名を忘れないようにしてください。※押印は不要になりました。

使用者証番号および有効年月日を記入してください。

免税証が余った理由を記入してください。返納数量が多い場合は、特に詳しく理由を記入してください。

返納する免税証が連番になっている場合は、始めの番号と終わりの番号を記入してください。

連番になっていない場合は、1枚ずつ記入してください。

## 2-7 免税証交換申請書

○提出時期

- ・免税証の細分化や販売店変更等、免税証の交換が必要になったとき。

○添付書類

- ・交換する（未使用の）免税証

受付  
印

### 免税証交換申請書

提出日を記入してください。

申請者の住所・氏名を忘れないようにしてください。※押印は不要になりました。

令和 4 年 6 月 1 日

福井県税事務所長 様

免税軽油使用者証番号 第 12345 号

住所(所在地) 福井市大手3丁目17-1  
氏名(名称) ●●営農組合 代表 福井 太郎

下記のとおりに免税証の交換をお願いします。

交換の理由	① 細分化 ② 集約化 ③ 販売店変更
-------	---------------------------

から へ

免税証の交換理由を選択してください。  
なお、販売店を変更する場合は、販売店名称を記入してください。

返納する免税証					新たに交付する免税証		
有効期間	券の種類	番号	枚数	数量	券の種類	枚数	数量
4・9・30	200 ㊦券	1000001 1000010	10 枚	2000 ㊦	50 ㊦券	30 枚	1500 ㊦
4・9・30	1000 ㊦券	2000001	1 枚	1000 ㊦	10 ㊦券	50 枚	500 ㊦
・	㊦券		枚	㊦	100 ㊦券	10 枚	1000 ㊦
・	㊦券		枚	㊦	㊦券	枚	㊦
・	㊦券		枚	㊦	㊦券	枚	㊦
・	㊦券		枚	㊦	㊦券	枚	㊦
・	㊦券		枚	㊦	㊦券	枚	㊦
・	㊦券		枚	㊦	㊦券	枚	㊦
・	㊦券		枚	㊦	㊦券	枚	㊦
・	㊦券		枚	㊦	㊦券	枚	㊦
・	㊦券		枚	㊦	㊦券	枚	㊦
合 計			11 枚	3000 ㊦	㊦券	90 枚	3000 ㊦

新たに使用したい免税証について記入してください。

免税証は、記載された販売業者に免税軽油と同時引換えで提出することが原則であるため、交換の申請は必ず事前に行ってください。

なお、当然ながら、免税証有効期間終了後に免税証の交換をすることはできません。

## 免税軽油承認量算定基準について

福井県では、農業用の免税証を交付するに当たって、算定基準（審査基準）を設けています。この算定基準に基づき計算し、交付数量を決定します。

算定基準

※10a = 1反

	春耕	秋耕	刈取・脱穀
米	耕作面積 a (アール) ×0.60 (0.20×3回)	耕作面積 a (アール) ×0.20 (0.20×1回)	刈取面積 a (アール) ×0.40 (0.40×1回)
麦、 その他の品種	耕作面積 a (アール) ×0.40 (0.20×2回)	耕作面積 a (アール) ×0.40 (0.20×2回)	刈取面積 a (アール) ×0.40 (0.40×1回)

### 例1 水稻耕作面積 183aの場合

春耕	3回	$183a \times 0.60 = 109.80$	→	1100	交付
秋耕	1回	$183a \times 0.20 = 36.60$	→	370	交付
刈取		$183a \times 0.40 = 73.20$	→	740	交付
合計				2210	交付

### 例2 麦耕作面積 100aの場合

春耕 (刈取後)	2回	$100a \times 0.40 = 400$	→	400	交付
秋耕 (播種前)	2回	$100a \times 0.40 = 400$	→	400	交付
刈取		$100a \times 0.40 = 400$	→	400	交付
合計				1200	交付

注1 記載の春耕等の回数は、標準的な回数であり、回数の多少により算定数量が変わります。

2 田植機、害虫防除スプレーヤなどは、耕作面積 a (アール) × 0.20 で計算します。

3 畦塗は、100m (メートル) × 10 で計算します。

4 春耕、秋耕、刈取の区分ごとに計算し、10未満の端数が出た場合は、切り上げて10とします。

5 申請数量が審査数量より少ない場合は、申請数量を交付します。

6 免税証の有効期間内に免税証が不足するおそれのある場合は、追加申請を行うことができます。追加用の用紙に実績と予定、消費数量が多くなった理由を記入して早めに申請してください。

7 免税証受領後に耕作面積の増加や新たな作物を作ることにより申請する場合は、新規の扱いとなりますので、農業用免税軽油所要数量計算書を提出してください。(農業委員会または農業協同組合の耕作面積証明が必要になります。)

## 免税軽油の申請に必要な書類等の一覧

### 免税軽油使用者証の交付申請(新規)

提出書類(○は必須、△は該当のある場合必要)	新規
免税軽油使用者証交付申請書	○
誓約書	○
使用機械の売買契約書、納品書、リース契約書等(いずれか一つ)	○ (いずれか 1点)
使用機械の写真(前・横・後・型式のわかるプレート)※1	
固定資産台帳(法人の場合)・団体の総会資料等(法人格を持たない任意団体の場合で、固定資産の明細がわかるものがあるとき)	
燃料貯蔵庫(免税軽油用タンク)の容量・配置がわかる資料および写真(貯蔵庫がある場合)	△
住所がわかる構成員名簿(法人格を持たない任意団体の場合)	○
商業・法人登記の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書(法人の場合)	○

※1 A4の用紙に貼付してください。デジタルカメラで撮影し、A4の用紙に出力したもので可です。

- 型式と馬力等がわかる資料を提出してください。
- 誓約書の添付を忘れないでください。

### 免税証の新規交付申請

提出書類(○は必須、△は該当のある場合必要)	
免税証交付申請書	○
農業用免税軽油所要数量計算書	○
賃耕依頼証明書(賃耕がある場合)	○
返信用封筒(570円切手貼付)(申請数量 500g以下の郵送希望者)	△

※返信用封筒については、レターパックプラスでも可。

## 免税軽油使用者証の更新・書換申請の手続

提出書類(○は必須、△は該当のある場合必要)	更新	書換
免税軽油使用者証交付申請書	○	
免税軽油使用者証書換申請書		○
免税軽油使用者証返納書	○	
誓約書	○	△※4
使用機械の売買契約書、納品書、リース契約書等(いずれか一つ)		△※5
使用機械の写真(前・横・後・型式のわかるプレート)		※6
固定資産台帳(法人の場合)・団体の総会資料等(法人格を持たない任意団体の場合で、固定資産の明細がわかるものがあるとき)	—	(いずれか1点)
燃料貯蔵庫(免税軽油用タンク)の容量・配置がわかる資料および写真(貯蔵庫がある場合)	△	△
住所がわかる構成員名簿(法人格を持たない任意団体の場合)	○	△※6
商業・法人登記の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書(法人の場合)	○	△※6
免税軽油使用者証	○	○

※4 免税軽油使用者の追加や世代交代による免税軽油使用者の変更の場合は、その方の誓約書が必要です。

※5 機械に変更がある場合や新たに機械を追加する場合は、売買契約書・写真等が必要です。

ただし、世代交代による免税軽油使用者の変更の場合、機械に変更がなければ、売買契約書・写真等は不要です。

※6 法人の役員変更、共同使用者への任意団体の追加など、書換内容により必要となります。

○ 更新の場合、免税軽油使用者証および返納書は必ず提出してください。

○ 誓約書の提出を忘れないでください。

○ 型式と馬力のわかる資料を提出してください。

## 免税証の追加・交換申請および返納の手続

提出書類(○は必須、△は該当のある場合必要)	追加 ※7	交換	返納
免税証交付申請書	○		
農業用免税軽油所要数量計算書(追加用)	○		
賃耕依頼証明書(賃耕がある場合)	○		
免税軽油使用者証	○		
住所がわかる構成員名簿(法人格を持たない任意団体の場合)	○		
各構成員の耕作作物・耕作面積がわかる資料(法人格を持たない任意団体の場合)	○		
免税軽油を購入したことがわかる書類(納品書・請求書)	○		
軽油引取税免税証交換申請書		○	
免税証(交換を必要とする未使用のもの)		○	
軽油引取税免税証返納書			○
免税証			○
返信用封筒(570円切手貼付)(申請数量 500g以下の郵送希望者)	△	△	

※7 追加申請の場合は、必ず追加することとなった理由を添えて申請してください。

○ 交換申請について急を要する場合、福井県税務所に持参してもらえれば、即時に交換手続きします。

○ 返信用封筒については、レターパックプラスでも可。

### 3 報告書関係

#### 3-1 免税軽油の引取り等に係る報告書（表）

○提出時期

毎月または免税証の有効期間の翌月末まで（追加申請の場合は追加申請時）

○添付書類

納品書または請求書（コピー可）

または、各JAで集計している計算書でも可。

提出日を記入してください。

記入漏れに注意してください。※押印は不要になりました。

引き取った日付と引き取った数量を記入してください。納品書と一致していること。

報告対象期間を記入してください。

使用した免税証について記入してください。連番になっている場合は「～」で記入してください。

タンク等を保有している場合、前回余った免税軽油の数量を記入してください。

今回引き取った免税軽油の合計数量を記入してください。(ア)の合計

今回使用した免税軽油の合計数量を記入してください。裏面の(キ)の合計と一致すること

タンク等を保有している場合、今回余った免税軽油の数量を記入してください。

受付 令和5年 1月 10日 福井県税事務所長 様		免税軽油使用者の住所または事務所もしくは事業所所在地 福井市大手3丁目17-1	省令第十六号の三十様式(甲)
		免税軽油使用者の氏名または名称印 ○○学農組合 代表 福井 健太郎	
		業 種 農業等	
		免税軽油使用者証の番号 第 ○○○○○ 号	
		この報告に应答する係および氏名ならびに電話番号 福井 健子 (電話 0776 - 21 - 0010)	
免税軽油の引取り等に係る報告書			
報告対象期間 令和4年1月1日 から 令和4年12月31日 まで			
免税軽油の引取りに関する事実およびその数量(引取りの事実有・無)	免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所または事業所所在地および氏名または名称	免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項	
引取年月日	引取数量(ア) リットル	種類(券種) (リットル券)	枚数
4. 2. 6	500	100	5
			免税証の記号および番号 ○○○○○-○ ~ ○○○○○-○
4. 8. 30	300	100	2
		50	2
			免税証の記号および番号 ○○○○○-○ ○○○○○-○ ○○○○○-○
4・9・20	200	100	2
			免税証の記号および番号 ○○○○○-○ ○○○○○-○
報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量 (イ)		20 リットル	
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計 (ウ)		1,000 リットル	
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計 (エ)		940 リットル	
報告対象期間における減失等による免税軽油の欠減量 (オ)		0 リットル	
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(イ)+(ウ)-(エ)-(オ) (カ)		80 リットル	

### 3-2 免税軽油の引取り等に係る報告書（裏）

免税軽油の使用に関する事実 有・無 および	機械、車両または設備名(番号)	左記の機械、車両または設備の使用地	免税軽油の使用数量(キ) (リットル)	稼働日数 (日)	稼働時間 (時間)	
	No. 1	トラクター	福井市鮎川町	630	40	100
	No. 2	コンバイン	同上	310	10	52
	No.					
	No.					
	No.					
合計			940			
報告対象期間の末日における免税証の保有状況	種類	枚数	種類	枚数		
	1 リットル券	10 枚	リットル券	枚		
	10 リットル券	9 枚	リットル券	枚		
	100 リットル券	1 枚	リットル券	枚		
	リットル券	枚	リットル券	枚		
	リットル券	枚	リットル券	枚		

第16号の30様式記載要領

- この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法(以下「法」という。)第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに(法第144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに)、1通提出すること。
- 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免税軽油の引取りに関する事実および数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所または事業所所在地および氏名または名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所または事業所所在地および氏名または名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所または事業所所在地および氏名または名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量(イ)」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(カ)」欄の数量と一致するものであること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計(ウ)」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実およびその数量」欄中「引取数量(ア)」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計(エ)」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実およびその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 「免税軽油の使用に関する事実およびその数量」欄中「機械、車両または設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両または設備名の番号のみを記載すること。
- 「免税軽油の使用に関する事実およびその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」欄には、機械、車両または設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量(消費数量)を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両または設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免税証の種類および枚数を記載すること。
- この報告書には、免税軽油の引取り日、引取数量および当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名または名称を証するに足る書類ならびに特に必要と認める書類を必ず添付すること。

免税軽油を使用した機械ごとに、免税軽油の使用数量、稼働日数・時間を記入してください。  
この欄を正確に記入するため、日ごろ、機械ごとにアワーメーター表や作業日報を整備してください。

表の(エ)と一致すること

今回余った免税証の券種と枚数を記入してください。

報告書の記載に関する注意事項が記載されていますので、よくお読みになり、ご確認ください。

※ 県では「免税軽油の引取りに係る報告書」について、提出されているか、適正に軽油が使用されているか重点的に確認しています。未提出の場合免税証の交付がされない場合があります。記載要領をよく読み、忘れずに、間違いのない報告書を提出するようにしてください。